

「第5次あきる野男女共同参画プラン」策定方針

1 策定の背景及び趣旨

市では、平成10年に「あきる野女性プラン」を策定し、あきる野市男女共同参画推進市民会議からの「あきる野市男女共同参画計画改定に向けての基本的考え方について」の提言に基づき、平成16年に第2次の男女共同参画計画として「あきる野男女共同参画プラン」を策定した。その後、平成25年に「第3次あきる野男女共同参画プラン」を、平成30年に「第4次あきる野男女共同参画プラン」(以下「第4次プラン」という。)を策定し、現在に至るまで男女共同参画社会の実現を目指して計画的に施策を推進してきた。

第4次プランにおいては、「配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進」「男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進」など、7項目を重点課題とし、DV被害者の対応に関し、全庁で認識を高めたとともに、啓発物品の配布、市ホームページや市広報への記事の掲載により、市民を対象とした男女共同参画の意識啓発に取り組んでいる。

一方、国においては、「男女共同参画社会基本法」(平成11年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成19年)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年)及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年)を制定するとともに、男女共同参画局の設置等による体制の強化、男女共同参画基本計画の策定・推進等により、かつての「女性差別撤廃」や「雇用機会均等」のみならず、あらゆる分野で女性がより活躍し、男女が対等な立場で社会の担い手となるよう、各施策を推進している。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル社会への対応など社会情勢の現状を踏まえて予想される環境変化への対応等を盛り込み、第5次男女共同参画基本計画(令和2年)を策定した。

さらに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和41年)等の改正により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の取組が加速するとともに、各種ハラスメント対策が雇用主に義務化された。

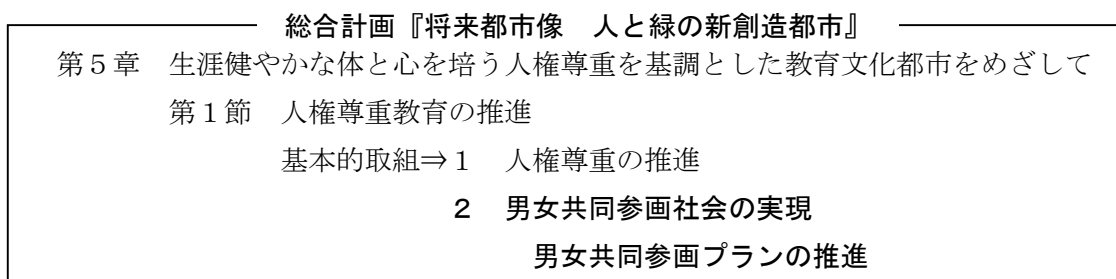
令和4年3月をもって、第4次プランの計画期間が終了することから、市では、令和3年度において、「第5次あきる野男女共同参画プラン」(以下「第5次プラン」という。)の策定に取り組むこととする。第5次プランは、「第3次あきる野市男女共同参画プラン」から大幅な見直しを行った第4次プランの基本理念等を基軸とするとともに、国の動向等を踏まえ、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を位置付け、具体的かつ実行性のある推進計画として策定するものとする。

2 計画の位置付け

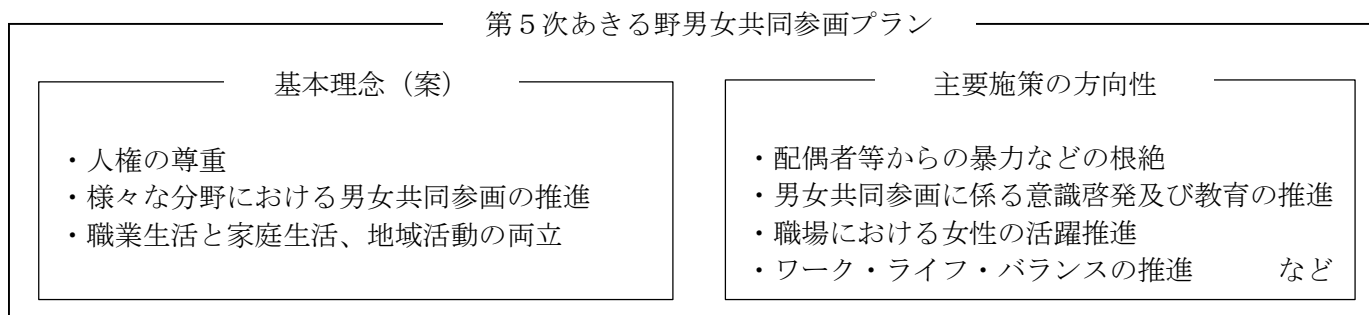
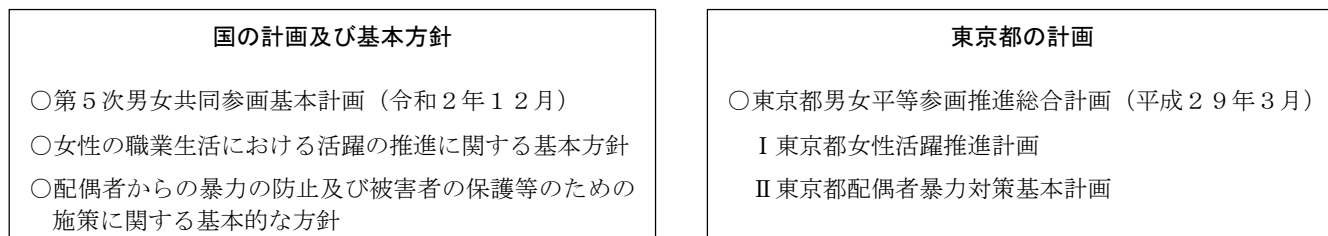
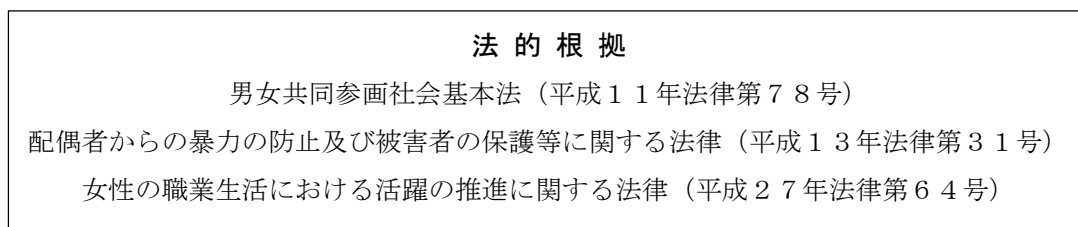
(1) 本計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」の分野別計画として位置付けるものとする。

「あきる野市総合計画」においては、第5章「生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして」の第1節「人権尊重教育の推進」の基本的取組「男女共同参画社会の実現」として「男女共同参画プランの推進」が掲げられている。

現在、市では、「第二次あきる野市総合計画」の策定を進めているが、「あきる野市総合計画」と同様に、男女共同参画の施策を位置付ける予定である。



(2) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく本市のドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策基本計画を、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく本市の女性活躍推進計画を兼ねるものとする。



第4次あきる野男女共同参画プラン

3 計画期間

令和4年4月から令和9年3月まで（5年間）

※ 第4次プランでは、計画期間を3年（新型コロナウイルスの影響により1年延伸）としていたが、施策の継続性等を考慮し、計画期間は5年とする。

4 計画の策定・推進体制及び進行管理

（1）策定体制

「あきる野市男女共同参画推進本部」

「あきる野市男女共同参画推進市民会議」

*アドバイザー：調整中

（2）推進体制

「あきる野市男女共同参画推進本部」

「あきる野市男女共同参画推進市民会議」

（3）進行管理

「あきる野市男女共同参画推進市民会議」

5 第5次プランの策定に当たり検討を要する事項

（1）施策の内容

ア 研究職・技術職における女性の活躍に向けた理工系女性人材の育成等について

イ LGBT等の性的マイノリティに関する理解促進等について

ウ 審議会等の女性委員の割合の更なる上昇について

エ ワーク・ライフ・バランスの更なる推進について

オ 政治分野における男女共同参画の推進について

（2）その他

ア 第5次プランの進捗管理について

6 スケジュール

別紙のとおり